屋外広告業の登録について

平　成　３　１　年　４　月

豊　橋　市　役　所
都　市　計　画　課

屋外広告業登録制度の概要

豊橋市役所都市計画課

屋外広告業とは

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示や掲出物件（広告板など）の設置を行う営業のことで、具体的には施工業者が該当します。元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。従って屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を行わない広告代理業、看板製作業は屋外広告業に該当しません。

※なお「市内で屋外広告業を営む」とは、市内に営業所をもたない者であっても市内で屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を行う場合も含まれます。

屋外広告業の登録制度の概要は以下のとおりです。屋外広告業を営もうとする者及び市長の登録を受けた屋外広告業者には、条例により様々な義務が課せられています。

１　登録申請及び登録の有効期間（条例第２４条、２４条の２）

屋外広告業を市内で営もうとする者は市長の登録を受けるために登録申請書を提出する必要性があります。詳しくは、本冊子７ページ「**登録の申請等**」の「**１　登録の申請**」をご覧下さい。なお、登録の有効期間は5年間です。登録有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録有効期間の満了30日前までに更新登録の申請が必要となります。

２　登録の通知（条例第２４条の３）

登録後、登録年月日、登録番号及び登録有効期間を記載した「屋外広告業登録済証」を登録申請者へ交付します。

※屋外広告業の登録の更新や廃業等の際には、屋外広告業登録済証を返還していただきますので大切に保管してください。

３　登録の拒否事由（条例第２４条の４）

登録申請者が次の事項に該当する場合、又は登録申請書やその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、登録を受けることができません。

（１）登録の取り消し処分の日から２年を経過しない者
（２）屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその法人の役員であった者で、その処分の日から２年を経過しない者
（３）営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
（４）屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
（５）未成年者の場合は、その法定代理人が上記（１）～（４）のいずれかに該当する者
（６）法人で、その役員のうちに上記（１）～（４）のいずれかに該当する者があるもの
（７）営業所ごとに業務主任者を選任していない者

４　登録事項の変更の届出（条例第２４条の５）

登録を受けた後に登録事項に変更があった場合は、屋外広告業者は変更の日から３０日以内に届出が必要です。詳しくは、本冊子８ページ「**登録の申請等**」の「**３　登録事項の変更の届出**」をご覧下さい。

５　屋外広告業者登録簿の閲覧（条例第２４条の６）

登録を受けると、市は登録事項を屋外広告業者登録簿に登録をし、都市計画課で一般の閲覧に供され、公開されることになります。

６　廃業等の届出（条例第２４条の７）

登録を受けた後に市内での屋外広告業を廃業する等の場合は、屋外広告業者は廃業等の日から３０日以内に届出が必要です。詳しくは、本冊子９ページ「**登録の申請等**」の「**４　廃業等の届出**」をご覧下さい。

７　登録の抹消（条例第２４条の８）

登録の有効期間が満了して更新の登録を受けなかった場合や行政処分により登録が取り消された場合は、市は屋外広告業者登録簿から屋外広告業者の登録を抹消します。

８　講習会の開催（条例第２５条）

各都道府県、指定都市及び中核市は屋外広告物に係る法令、表示の方法及び施工に関する講習会を開催します。この講習会を受講することにより、業務主任者となる資格を得ることができます。なお、登録制度施行日（平成１８年４月１日）より前に受講した講習会の修了証は登録制度施行後も引き続き有効です。再度、講習会を受講する必要はありません。

９　業務主任者の設置（条例第２６条第１項）

屋外広告業者は営業所ごとに、次に該当する者の中から業務主任者を選任する必要があります。業務主任者を選任しないと登録はできません。

（１）屋外広告士の試験に合格したもの
（２）都道府県・指定都市・中核市が開催する講習会の課程を修了した者
（３）職業能力開発促進法に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定試験合格者又は職業訓練の課程を修了した者

なお、業務主任者は営業所の専任の者である必要はありませんが、屋外広告業者と継続的な雇用関係を有し、通常勤務時間中はその事務所の業務に随時従事し得る者でなければいけません。

１０　業務主任者の業務（条例第２６条第２項）

業務主任者は、広告物の表示等に係る法令等の規定の遵守、そのほか営業所における業務の適正な運営を図るために必要な業務を行う者で、次の業務を総括します。

（１）条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守を確保するため必要な業務
（２）広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全を確保するため必要な業務
（３）条例に規定する帳簿（後記**「１２　帳簿（屋外広告業取引帳簿）の備付け」**参照）に規則で定める事項を記載し、又は記録する業務

（４）（１）～（３）に掲げるもののほか、営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務

１１ 標識の掲示（条例第２６条の２）

屋外広告業者は営業所ごと、公衆の見やすい場所に以下の豊橋市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）で定める標識を掲示しなければなりません。

（様式第22）

屋外広告業者登録票	
氏名 （名称及び代表者の氏名）	
登録番号	豊橋市屋外広告業登録　第　　号
登録年月日	年　月　日
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

（大きさは、日本工業規格Ａ３とする。）

１２ 帳簿の備付け（条例第２６条の３）

屋外広告業者は営業所ごとに帳簿（屋外広告業取引帳簿）を備え、注文者の氏名及び住所、屋外広告物等の表示等の場所・名称・種類・数量・表示等の年月日、請負金額を契約ごとに記載し、事業年度の末日から５年間保存しなければなりません。帳簿の様式は、都市計画課窓口でもお渡しします。なお、パソコンの処理により保存することも認められています。

１３ 屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告（条例第２７条）

市は良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことがあります。

また、この指導等に従わない場合には行政処分を行うことがあります。

１４ 登録の取消し等（条例第２７条の２）

屋外広告業者が次の事項に該当するときは、市はその屋外広告業者の登録を取り消したり又は６ヶ月以内の期間でその営業の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

（１）不正の手段により屋外広告業の登録（更新を含む。）を受けたとき。

（２）本冊子１、２ページの「**３ 登録の拒否事由**」（２）、（４）～（７）のいずれかに該当することとなったとき。

（３）登録事項の変更について届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（４）屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき。

１５ 屋外広告業者監督処分簿の備付け等（条例第２７条の４）

市が「**１４ 登録の取消し等**」の行政処分を行った場合は、屋外広告業者監督処分簿に処分年月日、内容等を記載します。この処分簿は一般の方が豊橋市役所都市計画課で閲覧することができます。

１６ 屋外広告業の検査等（条例第２７条の５）

市は条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者（登録を受けていない業者を含む。）から報告若しくは資料の提出を求めたり、営業所その他営業に関係のある場所への立入検査や帳簿、書類その他の物件の検査を行ったり、その関係者に質問を行うことがあります。

１７ 違反者に対する罰則（条例第３２条～３６条）

屋外広告業者が条例又は条例に基づく処分に違反した場合、次のような刑罰等に処せられることがあります。また（１）～（３）に違反する行為をした場合は、行為者が罰せられるほか、法人等にも罰金刑が科せられます。

（１）次のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金

ア　登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

イ　不正の手段により登録を受けた者

ウ　営業停止の命令に違反した者

（２）次のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金

ア　登録事項の変更について届出をせず又は虚偽の届出をした者

イ　業務主任者を選任しなかった者

（３）次のいずれかに該当する者は、２０万円以下の罰金

報告若しくは資料の提出をせず若しくは虚偽の報告や資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避し若しくは質問に対して答弁せず若しくは虚偽の陳述をした者

（４）次のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料

ア　屋外広告業の廃業等の届出を怠った者

イ　営業所に標識を掲げない者

ウ　営業所に営業に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず若しくは虚偽の記載をし又は帳簿を保存しなかった者

愛知県の条例による登録を受けたものに関する特例制度（みなし登録）について

この特例制度は、愛知県内で広い地域にわたって営業を行う屋外広告業者が多いことから、これらの手続や経済的な負担の軽減と登録事務の効率化を図るための制度です。

具体的には、愛知県の条例に基づき登録を受けた屋外広告業者が、豊橋市内で屋外広告業を営もうとする場合、新たに登録を受ける必要はなく、豊橋市屋外広告物条例の規定により「特例屋外広告業届出書」に必要事項を記載し、下記届出書類とともに１部提出すれば、豊橋市で登録を受けたものとみなされます。

県内で広域的に屋外広告業を営もうとする場合は、以下の内容に留意して手続きを行ってください。

１　届出書類

（１）「特例屋外広告業届出書」1部

※記載方法は、届出書末尾の注意欄と本冊子１５、１６ページの記載例を参考にしてください。

（２）愛知県屋外広告物条例に基づく登録を受けたことを証する書面の写し

（３）業務主任者の要件を満たしていることを証する書面（屋外広告士、都道府県・指定都市・中核市が開催する屋外広告物の講習会修了者を証する書面など）の写し

２　届出手数料

届出については、手数料は必要ありません。

３　特例屋外広告業者届出済証の交付

市は、特例屋外広告業の届出を受理したときは、届出をした屋外広告業者に特例屋外広告業届出済証を交付します。

※特例屋外広告業の届出の更新や廃業等の際には、特例屋外広告業届出済証を返還していただきますので大切に保管してください。

４　特例屋外広告業者届出の標識の掲示

特例屋外広告業者は、営業所ごとに見やすい場所に規則で定める様式による標識を掲示しなければなりません。

（様式第26）

特　例　屋　外　広　告　業　者　届　出　票	
氏　　名 （名称及び代表者の氏名）	
届　出　番　号	豊橋市特例屋外広告業届出　第　　号
届　出　年　月　日	年　　月　　日
営　業　所　の　名　称	
業務主任者の氏名	

５ 特例屋外広告業の届出事項の変更、廃止の届出について

届出に係る事項について変更があった場合又は市内で屋外広告業を廃止した場合は、規則で定める届出書を提出しなければなりません。

なお、業務主任者を変更したときは、変更した業務主任者の業務主任者の要件を満たしていることを証する書面を添付しなければなりません。

６ 営業の停止

特例屋外広告業者が次の事項に該当するときは、市は６ヶ月以内の期間でその屋外広告業者の営業の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

（１）本冊子１、２ページの「**３ 登録の拒否事由**」（２）、（４）～（７）のいずれかに該当することとなったとき。

（２）屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき。

（３）特例屋外広告業の届出事項の変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

７ 特例（届出）制度の違反者に対する罰則

特例屋外広告業者が届出事項の変更、廃止の届出を怠った場合などに、５万円以下の過料に処せられることがあります。

８ 特例屋外広告業届出の有効期間

この特例制度による届出は、屋外広告業者が愛知県の登録を受けていることが条件の前提である制度のため、愛知県への登録の有効期間内が届出の有効期間となります。

そのため、愛知県の登録有効期間が終了し、更新の登録手続きを行い、豊橋市内で引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、あらためて「特例屋外広告業届出書」を市へ提出しなければ営業することができません。

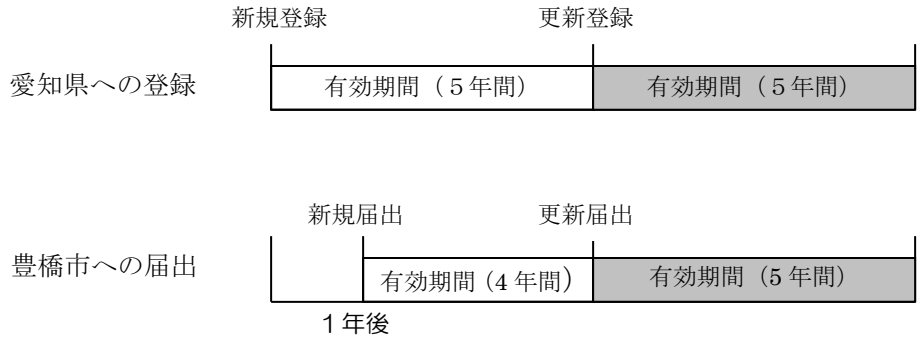

登　録　の　申　請　等

１　登録の申請

市長の登録を受けるためには、次の一覧表に掲げる書類（申請者の区分により異なります。）を提出する必要があります。記載方法は、登録申請書末尾の注意欄と本冊子１１～１４ページの記載例を参考にしてください。

書　　類（様式番号）		申請者の区分		
		法人	個人	未成年
登録申請書（様式第16）		○	○	○
誓約書（様式第17）		○	○	○
登記事項証明書（注）		○	―	―
住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）	申請者	―	○	○
	法定代理人	―	―	○
	役員	―	―	―
	業務主任者	○	○	○
略歴書（様式第18）	申請者	―	○	○
	法定代理人	―	―	○
	役員	○	―	―
	業務主任者	―	―	―
業務主任者が条例第２６条第１項各号のいずれかに該当することを証する書面 （次のいずれかのコピーを提出してください。） ・屋外広告士登録証又は合格証 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限ります。）		○	○	○
屋外広告業登録済証 （更新登録申請の場合に提出してください。）		○	○	○

○…提出必要書類　　―…提出不要書類

※　登録申請者が民法第６条の規定により営業を許された未成年者である場合は、登記（商法第５条、商業登記法第43条による。）を確認します。

（注）の書面は、申請日前３月以内に発行されたものに限ります。またコピーは受付できません。

２　登録手数料

登録申請又は更新登録申請の際には，いずれも１件につき１１，０００円の手数料が必要となります。手数料は申請後、都市計画課の窓口にて支払うか、市が発行する納付書により指定金融機関で納付してください。

３　登録事項の変更の届出

登録事項に変更があった場合は、変更の日から３０日以内に屋外広告業登録事項変更届出書を提出してください。変更事項に応じて、次の表のとおりの添付書類が必要となります。なお氏名（法人の場合は、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更した場合は、届出書の提出に併せて屋外広告業登録済証を提出してください。

変　更　事　項		必　要　添　付　書　類
法人申請者	名称、住所	登記事項証明書（注）
個人申請者	氏名（改姓）、住所	住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）
営業所	新設廃止	登記事項証明書（登記の変更があった場合に限ります。）
	既設営業所の名称、所在地	
法人の役員	交替	１．誓約書（誓約するのは法人の代表者です。） ２．登記事項証明書 ３．略歴書（新役員分のみ提出してください。）
	氏名（改姓）	登記事項証明書
未成年者である申請者の法定代理人	交替	１．誓約書（誓約するのは未成年者です。） ２．住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注） ３．略歴書（新法定代理人分のみ提出してください。）
	氏名（改姓）、住所	住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）
業務主任者	交替	１．業務主任者が条例第２６条第１項各号のいずれかに該当することを証する書面 （次のいずれかのコピーを提出してください。） ・屋外広告士登録証又は合格証 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限ります。） ２．住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）
	氏名（改姓）	住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）

（注）の書面は、申請日前３月以内に発行されたものに限ります。またコピーは受付できません。

４　廃業等の届出

屋外広告業を廃業する等の場合は、廃業等の日（死亡したときは、その事実を知った日）から30日以内に屋外広告業廃業届出書を提出してください。なお廃業等の場合において届出義務のある方は、次の表のとおりです。また届出書の提出に併せて屋外広告業登録済証を返還してください。

廃　業　等　の　内　容	届　出　義　務　者
市内において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者
死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その法人を代表する役員であった者
法人について破産手続開始の決定があったとき	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人

５　申請書等の郵送による提出

登録申請書や各種届出書は郵送により提出することができます。ただし登録申請書を郵送により提出する場合は、必ず配達記録等の郵送物の紛失等について補償が受けられる手段をご利用ください。

郵送先　〒４４０－８５０１
愛知県豊橋市今橋町１番地の１
豊橋市 都市計画部 都市計画課 景観グループ　屋外広告物担当

問い合わせ先

〇市への登録・特例届出等について
豊橋市 都市計画部 都市計画課 景観グループ
屋外広告物　担当
電　話　　０５３２－５１－２６１６
ＦＡＸ　　０５３２－５６－５１０８
メール　　toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp

〇愛知県の登録について
愛知県建設部公園緑地課業務・管理グループ
電　話　　０５２－９５４―６５２５

屋外広告業の登録手続きの流れ

豊橋市で屋外広告業を営もうとする場合の登録手続きは、
いずれかの手続きとなります。

豊橋市内のみで営業

→ 豊橋市へ登録
（登録手数料 11,000 円）

豊橋市 登録屋外広告業者

豊橋市内のみで
営業可能

豊橋市以外の県内でも営業

→ 愛知県へ登録
（登録手数料 11,000 円）

→ 豊橋市へ届出
「特例屋外広告業届出」
（届出手数料は無料）

豊橋市 特例屋外広告業者

豊橋市内と豊橋市以外の
愛知県内で営業可能
※（下記注意参照）

※注意
県内中核市（豊田市・岡崎市）での営業については、別途各市へ「特例屋外広告業届出」が必要となります。
また、名古屋市内で営業する場合には、名古屋市への登録が必要となります。
詳細は各市へお問い合わせください。

様式第16（第21条関係）　　（表）

提出日を記入してください。

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

令和３年　４月　１日

豊橋市長　様

申請者　住　　所　〒440-8501
（所在地）　豊橋市今橋町１番地

氏　　名　豊橋市広告株式会社
（名称及び代表者氏名）代表取締役　豊橋太郎
電　　話（０５３２）○○　－○○○○

豊橋市屋外広告物条例第24条の２第１項の規定により次のとおり申請します。

登録の種類		①　新規　・　２　更新	
※登録番号		豊橋市屋外広告業登録　第　　号	
※登録年月日		年　　月　　日	
営業所	名称	本社	
	所在地	〒 440 － 8501 豊橋市今橋町１番地の１ 電　話（０５３２）○○－○○○○	
	業務主任者の氏名	豊橋次郎	
役員		役職名	氏名
		代表取締役	豊橋太郎
		取締役	豊橋三郎
		取締役	豊橋花子
申請者の法定代理人（未成年者の場合）	氏名		
	住所	〒　　－ 電　話（　　）　　－	
他の地方公共団体における登録の状況		登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
		○○県	令和2年4月5日	○○県 2－○○号
		○○県	令和2年6月30日	○○県　第○○号
		○○市	令和2年8月22日	○○市登録第○○号

登録番号は正確に記入してください。

（裏）

営業所	名　　称	二川支店
	所　在　地	〒　４４１－３１５５ 豊橋市二川町字中町○○番地 電　話（０５３２）○○－○○○○
	業務主任者の氏名	二川太郎
営業所	名　　称	蒲郡支店
	所　在　地	〒　４４３－００４５ 蒲郡市旭町○○番地 電　話（０５３３）○○－○○○○
	業務主任者の氏名	蒲郡太郎
営業所	名　　称	
	所　在　地	〒　　－ 電　話（　　）　　－
	業務主任者の氏名	

役　員	役　職　名	氏　　名
	取締役	愛知次郎

他の地方公共団体における登録の状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
	○○市	令和2年5月12日	○○市登録第○号

注意　1　登録の種類欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2　※印のある欄は、更新の登録申請の場合に記入してください。
3　営業所欄は、豊橋市内で営業を行う営業所のすべてを記入してください。
4　役員欄は、申請者が法人の場合は、法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の全員を記入してください。
5　他の地方公共団体における登録の状況欄は、既に他の地方公共団体の登録を受けている場合は、すべて記入してください。
6　営業所欄、役員欄及び他の地方公共団体における登録の状況欄にすべてを記入できない場合は、適宜紙面を追加して記入してください。

様式第 17（第 21 条関係）

誓　　約　　書

申請書の提出日と同じ日を記入してください。

この様式の下欄に記載した条例抜粋をよく読んでから記入してください。

令和３年　４月　１日

豊橋市長　様

申請者　　氏名　豊橋市広告株式会社

（名称及び代表者氏名）代表取締役　豊橋太郎

申請者は、豊橋市屋外広告物条例第 24 条の４第１項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

豊橋市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第 24 条の４　市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（１）第 27 の２条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

（２）屋外広告業者（第 24 条第１項又は第３項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 27 条の２第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの

（３）第 27 条の２第１項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

（４）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

（５）屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

（６）法人でその役員のうちに第１号から第４号までのいずれかに該当する者があるもの

（７）営業所ごとに業務主任者を選任していない者

２　略

（登録の取消し等）

第 27 条の２　市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（１）不正の手段により第 24 条第１項又は第３項の登録を受けたとき。

（２）第 24 条の４第１項第２号又は第４号から第７号までのいずれかに該当することとなったとき。

（３）第 24 条の５第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（４）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

２　略

様式第18（第21条関係）

いずれかを○で囲んでください。

登録申請者（法人の役員／本　人／法定代理人）の略歴書

住　所	〒４４０－８５０１ 豊橋市今橋町１番地 電　話（０５３２）○○－○○○○

氏　名	豊橋太郎	生年月日	昭和41年　1月　1日

	期　間（年 月～年 月）	職　務　内　容	勤　務　先
職歴	令和2年4月～3年2月	看板の製作及び設置工事	愛知看板
	令和3年3月～現在	屋外広告業に関する営業及び看板の設置工事	豊橋市広告

屋外広告業に関する職歴のみをすべて記入してください。学歴は記入しないでください。

	年　月　日	賞　罰　の　内　容
賞罰	令和3年2月15日	○○県広告美術業協同組合から屋外広告優秀作品賞受賞
	令和2年9月10日	○○県から令和2年9月10日より3日間の営業停止処分を受ける

屋外広告業に関する過去に受けた表彰、行政処分、課された刑罰・過料のすべてを記入してください。

上記のとおり相違ありません。

申請書の提出日以前の日を記入してください。

令和３年　４月　１日

氏　名　　豊橋　太郎

注意　「法人の役員　本人　法定代理人」については、該当するものを○で囲んでください。

様式第24（第23条関係）　　（表）

提出日を記入してください。

特　例　屋　外　広　告　業　届　出　書

令和３年　４月　１日

豊橋市長　様

届出者　住　　所　460－0002
(所在地)名古屋市中区丸の内三丁目１－２
氏　　名　愛知県広告株式会社（あいちけんこうこくかぶしきがいしゃ）
(名称及び代表者氏名) 代表取締役　愛知太郎（あいちたろう）

氏名・名称にふりがなを付してください。

電　　話　（０５２）　○○○－○○○○

豊橋市屋外広告物条例第 27 条の 3 第 3 項の規定により次のとおり届け出ます。

届出の種類		①　新規　・　２　更新	
※ 届出番号		豊橋市特例屋外広告業届出　第　　号	
※ 届出年月日		年　　月　　日	
営業所	名称	豊橋支店	
	所在地	〒 440－8501 豊橋市今橋町１番地 電　話（０５３２）○○－○○○○	
	業務主任者の氏名	豊橋太郎	
役員		役職名	氏名
		代表取締役	愛知太郎
		取締役	愛知三郎
届出者の法定代理人(未成年者の場合)	氏名		
	住所	〒　　－ 電　話（　　）	
愛知県屋外広告業登録番号及び登録年月日		令和３年　３月　１日	
		愛知県知事（登－△△）　第　○○　号	
他の地方公共団体における登録の状況		登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
		○○県	令和2年4月5日	○○県(2)第○○号
		○○県	令和2年6月30日	○○県第○○号
		○○市	令和2年8月22日	○○市登録第○○号

登録番号は正確に記入してください。

営業所	名　　称	豊川支店
	所　在　地	〒 442 － 8601 豊川市諏訪○○番地 電　話（０５３３）○○－○○○○
	業務主任者の氏名	豊川三郎
営業所	名　　称	
	所　在　地	〒　　－ 電　話（　　）　　－
	業務主任者の氏名	
営業所	名　　称	
	所　在　地	〒　　－ 電　話（　　）　　－
	業務主任者の氏名	

役　　員	役　職　名	氏　　名

他の地方公共団体における登録の状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登　録　番　号

注意　1　届出の種類欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2　※印のある欄は、更新の届出の場合に記入してください。

3　営業所欄は、市内で営業を行う営業所のすべてを記入してください。

4　役員欄は、届出者が法人の場合は、法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の全員を記入してください。

5　他の地方公共団体における登録の状況欄は、既に他の地方公共団体の登録を受けている場合は、すべて記入してください。

6　営業所欄、役員及び他の地方公共団体における登録の状況欄にすべてを記入できない場合は、適宜紙面を追加して記入してください。